

## 外国人の方の住民票が作成されます

平成24年7月9日から、新しい在留管理制度がスタートします。

外国人登録法の廃止に伴い、中長期の在留資格をもつ外国人住民についても、日本人と同じく住民基本台帳の適用対象となり、「住民票」が発行されます。

### ■中長期の在留資格をもつ外国人住民とは

適法に3ヶ月を超えて在留する外国人で住所を有する方(観光などの短期滞在者などは除く)

- ・日本人と同じ世帯の外国人は、一つの住民票になります。
- ・在留期間や在留資格の更新をしていない場合は、住民票が作成されませんので、手続きにもれないようお願いいたします。

※住民票作成の対象者については、入国管理局ホームページを参考にしてください。

### 住民票の作成にあたり仮住民票をお送りします(平成24年5月中を予定)

施行日(平成24年7月9日)の時点で住民票発行の対象と見込まれる外国人の方に仮住民票を郵送します。

仮住民票の内容は、外国人登録原票の記載内容に基づき作成します。記載内容をよくご確認ください。なお、仮住民票に誤りがあった場合には、施行日まで修正する必要がありますので申し出てください。

- 問い合わせ先  
住民課 生活窓口係 TEL 72-3111(内線145)

## 法務局における「常設相談所」の開設について

福岡法務局行橋支局と行橋人権擁護委員協議会では、以下のとおり「常設相談所」を開設しています。

離婚、相続、家庭内のめもごと、隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ、差別など、悩みや困りごとがあればひとりで悩まずに、どのようなことでもお気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で秘密は固く守られます。詳しくはお問い合わせください。

- 相談員 法務局職員または人権擁護委員
- 相談日 土・日・祝日を除く毎日 8:30~17:15  
※人権擁護委員への相談は毎週月・水・金の9:00~16:00
- 場 所 福岡法務局行橋支局1階 相談室  
住所:行橋市大橋二丁目22番10号  
※電話でも相談できます。  
(全国共通番号 0570-003-110)
- 相談方法 事前の予約は必要ありませんので、上記相談日に来庁またはお電話ください。

- 相談・問い合わせ先  
福岡法務局行橋支局 総務係 TEL 0930-22-0476

## 無料法律相談のお知らせ

皆さんのあらゆる法律問題解決にお役立ていただくため、町では、豊前法律相談センターでの相談料の助成を行っています。

自分が抱える問題が法的な問題かどうか分からない、自分で解決しようとしたがうまく行かない場合などお気軽にご利用ください。

### ◎豊前法律相談センター

- 開設時間 13:00~16:00(土、日、祝日を除く)
- 場 所 豊前商工会議所2階(豊前市民会館前)
- 相談料 上毛町に住所を有する方は、1人につき、年1回(30分)のみ無料となります。(多重債務相談は年間通じて無料です)

### ■手続方法

1. 総務課で相談紹介状(チケット)の交付を受ける。
2. 法律相談センターに予約をする。
3. 相談紹介状(チケット)を持参して、法律相談センターに向う。

- 問い合わせ先  
総務課 TEL 72-3111(内線113)  
豊前法律相談センター TEL 82-5272

## 「法テラスの日」の特別法律相談のお知らせ

日本司法支援センター(法テラス)では、「法テラスの日(4月10日)」前後の期間で、弁護士または司法書士による無料法律相談を開催します。

- 相談日  
豊前法律相談センター 4月11日(水)13:00~16:00  
北九州法律相談センター 4月18日(水)13:00~16:00  
※予約受付開始日は、4月2日(月)からで事前予約制です。  
※どなたでもお申込みいただけますが、申込多数の場合は先着順により予約受付終了となることがあります。  
※上記2ヶ所以外にも県内さまざまな地域で特別法律相談が実施されます。詳細は下記連絡先までお問い合わせいただくか、法テラス福岡のホームページ(4月2日から掲載)でご確認ください。

- 相談内容  
どのような相談でも可、法的トラブルかどうかわからないものも可。  
※離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル、不動産などの民事全般(刑事含む)  
※司法書士会相談センターは民事のみ

- 相談料 無料
- 相談時間 お一人様30分
- 後 援 福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡法務局

- 問い合わせ先  
法テラス福岡民事法律扶助係 TEL 050-3383-5502  
法テラス北九州民事法律扶助係 TEL 050-3383-5506  
業務時間:9:00~17:00(土・日・祝日を除く)  
<http://www.houterasu.or.jp/fukuoka/>  
※「法テラス」とは・・・日本司法支援センターの愛称です。2006年4月、総合法律支援法に基づき国の全額出資により設立された法人です。

## 「三世同居世帯支援補助金」のお知らせ

親、子、孫が同居する三世同居世帯を支援し、定住化の促進を図ることを目的として、三世同居世帯に対し、補助金を交付しています。

- 1. 補助金の内容 ※平成24年度から10月と4月の年2回交付となりました。

区 分	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1/2
家庭内保育助成	就学前で保育所などに通所していない児童(0歳~6歳まで)がいる世帯の世帯主または保護者	児童1人につき月額7,000円

- 2. 申請時に必要なもの  
①申請者の印鑑 ②振込先の通帳(申請者名義のもの)
- 3. 申請期間  
6月29日(金)まで ※申請期間中に申請すれば、4月分から支給します。
- 4. 申請場所  
住民課、総合窓口課  
※昨年度申請された方も、申請していただく必要があります。  
(平成24年3月に申請された方を除く)  
ご不明の点については、住民課までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

注)三世同居世帯とは・・・  
町内に居住し、親、子、孫などの三世代以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。

## 救急医療情報キット(あんしんボタン)配布のお知らせ

もし、何かあったときに自分の情報をいち早く知ってもらうことができれば、緊急時ですばやい対応が可能となります。

緊急医療情報キットは、あらかじめ緊急時に必要となる情報(かかりつけ医・持病などの医療情報や緊急連絡先など)を入れておく専用の容器のことです。そして、この容器の保管場所を冷蔵庫と定めれば、持病や事故等の緊急時に救急隊員が駆けつけた際、本人との意志疎通ができない場合であっても、容器の中の情報をもとに迅速な救急活動に役立ちます。

- 配布対象者  
上毛町に居住し、次のいずれかに該当する方  
(1)70歳以上の一人暮らし世帯  
(2)70歳以上の高齢者だけの世帯  
※(1)、(2)以外で健康上不安を抱え、配布を希望する方は、ご相談ください。

- 問い合わせ先  
上毛町社会福祉協議会 TEL 72-2900



## 学力アップ推進事業の取組について

平成23年度から町内小中学校の児童・生徒の学力向上を図るため「ふくおか学力向上推進事業」に取り組んでいます。

この一環として児童・生徒や保護者を対象に3つの啓発パンフレットを作成しました。

このパンフレットは、中学生以下の全家庭に配布します。家庭での規則正しい生活習慣・自主的学習習慣を収得し、学力向上を目指しましょう。



- 問い合わせ先  
教務課 学務係 TEL 72-3111(内線179)

## 屋外広告物の掲出には、届出が必要になりました

平成24年4月1日から京築広域景観計画が施行されたことに伴い、町全域が景観法の規定による景観区域に指定され、屋外広告物の掲出には、届出が必要になりました。

届出が必要となる屋外広告物は、次の要件のすべてを満たすものです。

- ・常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ・屋外で表示されるもの
- ・公衆に表示されるもの
- ・看板、立看板、はり紙、はり札、及び広告塔、広告板、建物その他工作物に掲出され、または表示されたもの、並びにこれらに類するもの

- 届出・問い合わせ先 企画情報課 TEL 72-3111(内線123)

